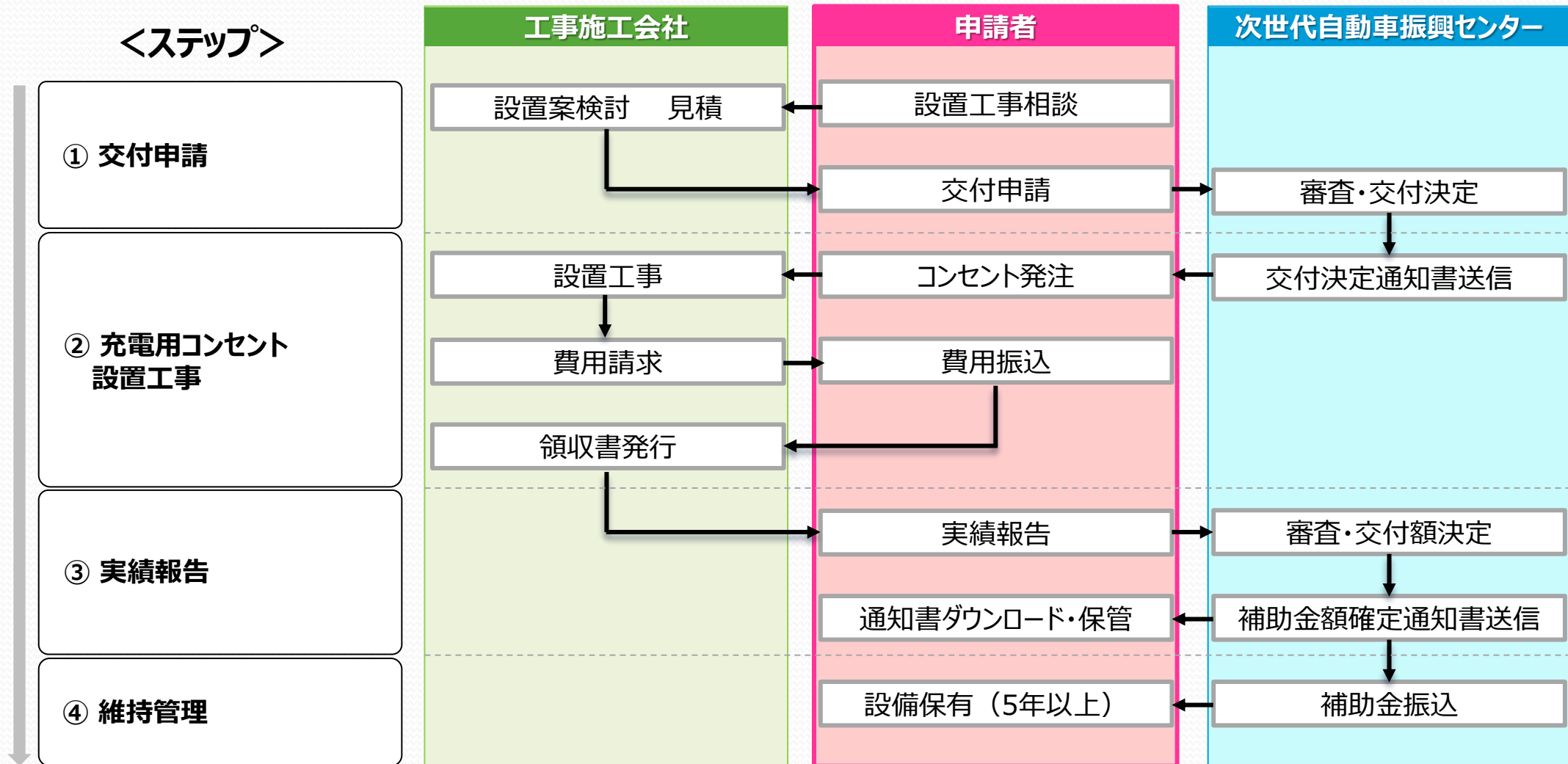
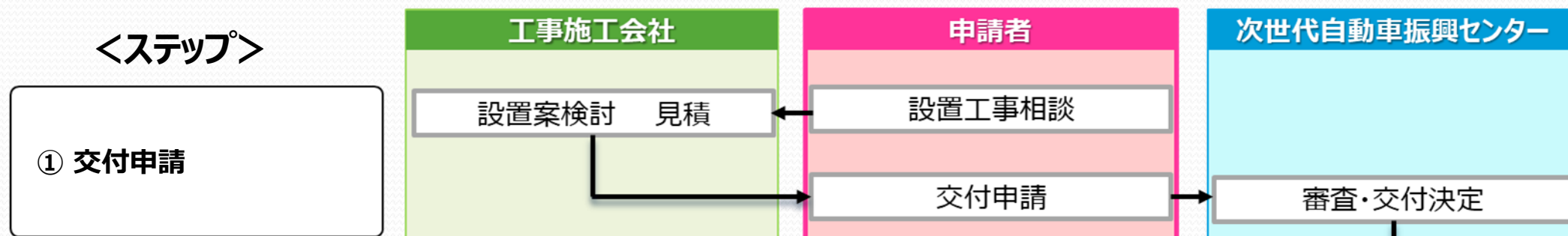


申請から実績報告までの流れ

- 補助金申請の前に手続きの流れを確認してください。



①補助金交付申請



- 申請期間内に申請が必要です。期限を過ぎて提出された申請は受け付けられません。

申請期間 : 令和8年 3月31日（火）17時 ～ 9月30日（水）17時

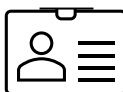
- 補助金の**予算額を超過する申込があった場合は、申請期間の途中で受付を終了**する場合があります。
(予算額が少なくなった場合はセンターのホームページで告知します)

- 申請時提出物

※右記書類以外にも状況に応じ提出が必要な書類があります。
(詳しくは応募要領を確認してください)

● 本人確認書類

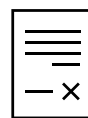
申請者氏名・住所が明記されたもの



【提出書類例】
運転免許証、印鑑証明、住民票
パスポート（2020/2/3以前発行）
マイナンバーカード（表面のみ）

● 見積書

費用の内訳が明記されたもの
(「コンセント設置費一式」などは不可)



【記載必須事項】
宛先、見積書作成日、発行者
設置場所名称、有効期限
支払条件、コンセント（型式・基数、単価）

● 要部写真

GPS情報を含むファイル



【必要な写真】
・建物全景
・駐車スペース
・コンセント設置予定場所

①補助金交付申請

- 申請はセンターのホームページから、**申請システムにて行ってください。**
(申請書類の郵送や、メールでの申請は受け付けておりません。)



次世代自動車振興センターHP <https://www.cev-pc.or.jp/>

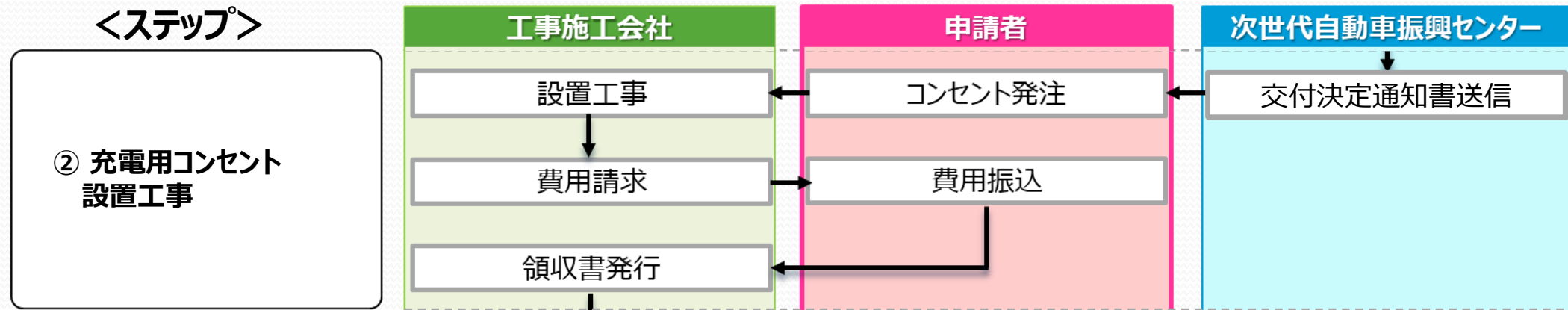


※スマホからの申請は機種によりエラーとなる場合があるため、PC環境での申請を推奨します。

- 交付申請や実績報告に関する**手続きの一部を「手続代行者」に依頼することは可能です。**
(原則として工事施工会社に限る)

但し**すべての手続きを代行することはできません。** 申請者のみ対応が可能な手続きもあるため、手続代行者とは連携を取って申請を進めてください。

②充電コンセント設置工事

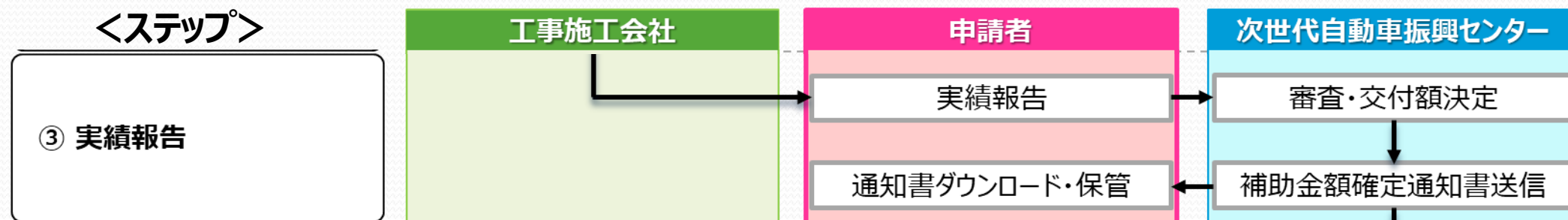


- ・コンセントの発注及び設置工事は、交付決定後に着手してください。
交付決定前に充電用コンセントの発注や工事の着手が行われた場合は申請が**取消し**となります。
- ・費用の支払いは振込みまたはクレジットカード等による一括払いのみ有効です。
(現金払い、ローン等は認めておりません)

コンセントの発注・工事・支払完了は
交付決定日以降であること



③実績報告



- 実績報告期限日までに充電用コンセントの設置工事及び費用の支払いを完了し、センターに実績の報告をしてください。

実績報告期限日：令和9年 1月29日（金）

※実績報告が期限間際に集中することを避けるため、**工事もしくは支払い完了の日から30日以内を目途に実績の報告をお願いします。**

- 報告時提出物 → （次ページ参照）
- 審査が完了し補助金の額が決定した申請者に「**補助金額確定通知書**」をオンライン申請システムにて**発行・通知**します。
尚、通知書はダウンロード可能な期間と回数に制限がありますので早めにダウンロードの上、コンセントの保有義務期間中（設置完了日から5年間）管理、保管してください。

③実績報告の際に必要な提出物

➤ 報告時提出物

※下記書類以外にも状況に応じ提出が必要な書類があります。（詳しくは応募要領を確認してください）

●機器の発注書

申請者から施工業者に充てたもの



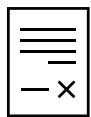
【記載必須項目】

発注者（＝申請者）
発注先（＝施工業者・販売店）
発注日*、設置場所名称
コンセント（型式・基数）

*交付決定日以降の日付

●請求書

費用の内訳が明記されたもの（「コンセント設置費一式」などは不可）



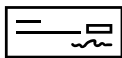
【記載必須項目】

宛先、請求書作成日*、発行者
設置場所名称、支払条件、
コンセント（型式・基数、単価）

*領収日以前の日付

●領収書

販売店、工事施工会社から発行されたもの



【記載必須項目】

宛先、発行者、領収日
設置場所名称、領収金額

●要部写真

GPS情報を含むファイル



【必要な写真】

・駐車スペース（施工後）
・コンセント設置場所（施工後）
・コンセント銘板
（メーカー、型式、製造番号等の表記）
・電圧確認
（テスターにより電圧測定値が確認できること）

●コンセントの保証書

コンセントメーカーから発行されたもの



【記載必須項目】

発注者（＝メーカー）
発注先（＝申請者）
メーカー名、型式、製造番号
保証開始日*、保証期間
設置場所名称

*交付決定日以降の日付

※一部コンセントについては保証書が無いものがあります。
その場合は「**納品出荷証明書**」を保証書として提出願
います。（発行の依頼方法はコンセント発注先を通じ
てご確認ください）

●「工事完了報告書」

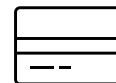
センター指定様式（システムよりファイルをダウンロード）



工事施工会社は必要情報の記入、
施工前後の写真を添付後申請者へ提出。
申請者はこれをシステムにアップロードする。

●補助金振込先口座名義・口座番号 を証する書類

記載必須事項が確認できる通帳などの当該ページ。
口座名義人は申請者本人であること



【記載必須項目】

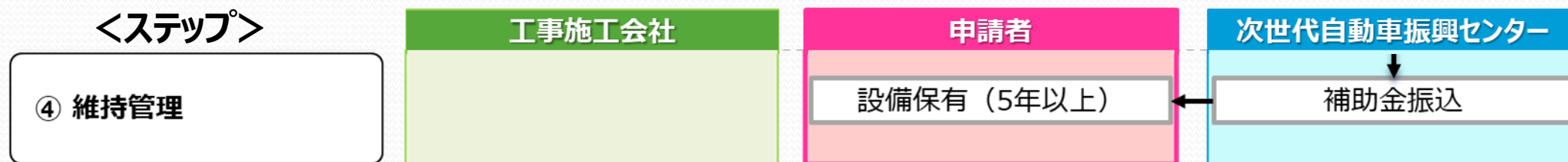
口座名義人氏名のフリガナ
金融機関名、支店名
預金種類、口座番号

※インターネットバンキング等で通帳が無い場合

- ・記載必須項目が確認できる口座内容を
印刷したもの
- ・金融機関が発行する口座証明書

上記いずれかを提出

④維持管理（保有義務期間）



- 審査が完了し「補助金額確定通知書」が発行された後、申請者の口座に補助金が振り込まれます。尚、振込予定日は確定通知書に記載されているのでご確認ください。
- 補助金の交付を受けて**設置した充電用コンセントは、設置が完了した日から5年間の保有義務**があります。
- 保有義務期間内にやむを得ずコンセントの処分を行う場合は、事前にセンターに連絡を取り必要な手続きを取ってください。充電用コンセントの処分はセンターの承認を得たうえで実施してください。

申請後に必要に応じて実施いただく手続き（１）

■ 申請の取り下げを行う場合

- 補助金申請を取り下げる場合は必ずオンライン申請システムにて手続きを行ってください。
（申請の受付前、受付後、交付決定後の各段階で手続きが異なります。詳しくはシステムで確認ください。）
- 申請期間内であれば申請を取り下げた後、改めて申請することも可能です。
但し、再度申請が可能になるのはセンターが取り下げ処理を完了し申請者へ通知した日以降になります。

■ 申請内容に不備があった場合

- オンライン申請システムへの入力内容や提出された書類等に不備が確認された場合、センターから不備内容と不備解消の期限を連絡します。申請者は期日までに指摘された不備の解消を行ってください。
- センターが指定した期日内に不備の解消が図られない場合は申請を取り消す場合もありますのでご注意ください。
→不備内容の具体例はセンターHPにも掲載しておりますのでご参照ください。 [HPへのリンク](#)：よくある不備（[交付申請](#)）（[実績報告](#)）

■ 状況等報告

- 補助金額確定通知書の受領前に、充電用コンセント設置の遂行状況や確認が必要な事由についてセンターから報告を求める場合があります。その際はオンライン申請システムの「状況等報告」にデータを入力し、指定する期日までに報告してください。

申請後に必要に応じて実施いただく手続き（2）

■ 計画の変更が発生した場合

- 交付決定日以降に交付決定された内容について変更する場合、オンライン申請システムにてセンターに報告が必要です。報告は変更が生じた時点で速やかにセンターに報告してください。
（計画変更の内容により必要な書類が異なります。詳しくは応募要領で確認ください）
- 以下の内容は計画変更することができません。変更する場合は申請の取り下げを行う必要があります。尚、取下げ手続き完了後、交付申請期限内であれば再度申請は可能です。

【変更不可事項】

① 申請者

但し以下の場合に変更可能な場合があるため速やかにセンターに連絡してください。

- ・婚姻等による姓名変更
- ・申請者の死亡による相続

② 充電用コンセント設置場所住所

③ 工事施工会社

④ 充電用コンセント販売会社

⑤ 手続き代行者